

兵庫県公報

平成25年 2月15日 金曜日 第 2466 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	6
○保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	7
○同 上（同）	7
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	8
○同 上（同）	8
○同 上（同）	8
○同 上（同）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	13
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	16
○土地収用法に基づく事業の認定（起業者 南あわじ市）（用地課）	16
○景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	18
○平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	18
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（淡路県民局）	18
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	19
○同 上（同）	20
○都市計画法施行条例に基づく指定区域等の案の縦覧（建築指導課）	21
選挙管理委員会告示	
○政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	21
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	25
警察本部公告	
○入札公告	26

告 示

兵庫県告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成25年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
あきこレディースクリニック	明石市上ノ丸3-11-8	小野晶子	平成24年12月28日
さくら堂薬局西店	同 市大久保町大久保町742-5	株式会社メイ	平成25年1月1日
増田歯科医院	芦屋市親王塚町11-15	増田隆	平成24年12月1日
まつもと耳鼻咽喉科	同 市三条南町13-16 ソレイユ芦屋201	松本考司	平成25年1月15日
共進薬局荻野店	伊丹市荻野6-7-1	株式会社共進エンタープライズ	同 月1日
薬局人丸ファーマシー東加古川	加古川市平岡町新在家1371-4 キングヴィラ1F	株式会社ロイヤルサイエンス	平成24年12月1日
笠井医院	同 市志方町志方町1482	笠井弘也	同
阪神調剤薬局たつの店	たつの市御津町中島1664-4	株式会社阪神調剤薬局	平成25年1月1日
ふじ薬局	赤穂市板屋町377-2	株式会社フジファーマシー	平成23年12月7日
さだおか歯科医院	宝塚市三笠町6-23-1階	貞岡岐信	平成25年1月1日
ピオラ調剤薬局	同 市逆瀬川1-8-25	メグコーポレート株式会社	同
アイセイ薬局雲雀丘店	同 市雲雀丘山手1-14-25	株式会社アイセイ薬局	同
医療法人社団真心会ふくおか歯科	加東市社378-25	医療法人社団真心会ふくおか歯科	平成24年12月1日
あらい歯科クリニック	加古郡播磨町北本荘2-7-20	新井智	同 年11月1日



兵庫県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成25年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
特定医療法人誠仁会大久保病院	明石市大久保町大窪2095-1	医療機関名称	医療法人誠仁会大久保病院	特定医療法人誠仁会大久保病院	平成24年6月1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
医療法人社団ミツタ歯科	明石市魚住町錦が丘4-7-8 田口ビル2F	医療法人社団ミツタ歯科	平成24年9月30日
ときわ薬局	洲本市本町5-3-24	記田百々	平成19年6月10日
仲野整形外科医院	同 市栄町3-1-24	仲野秀介	平成25年2月1日
伊丹駅前薬局	伊丹市西台3-9-25 西台中村ビル1F	メディカルサービス株式会社	平成24年10月30日

こやの里フレンド薬局	同 市山田4-6-52	株式会社フロンティア	同 年12月31日
笠井医院	加古川市志方町志方町1482	笠 井 孝 洋	同 年11月30日
ふじ薬局	赤穂市板屋町377-2	藤 本 匡 志	平成19年11月28日
いまじゅく調剤薬局	宍粟市山崎町今宿223-18	有限会社エムエスワイメディカル	平成24年11月30日
ふくおか歯科	加東市社378-25	福 岡 真 理	同
新井歯科クリニック	加古郡播磨町北本荘2-7-1 柴屋ビル2F	新 井 智	平成24年10月31日



兵庫県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成25年2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
デイサービスマイストリー	明石市大久保町八木743-62-2F	株式会社エイトストーリー	通所介護、介護予防通所介護	平成24年12月1日
さくら堂薬局西店	同 市大久保町大久保町742-5	株式会社メイ	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年1月1日
ホームヘルプステーション西神戸大久保営業所	同 市大久保町大窪1364-1	ファーストメディカル株式会社	訪問介護、介護予防訪問介護	同
共進薬局荻野店	伊丹市荻野6-7-1	株式会社共進エンタープライズ	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同
ゴダイ調剤薬局豊岡千代田店	豊岡市千代田町1-17	ゴダイ株式会社	同 上	平成25年1月9日
あっぷる訪問介護事業所加古川	加古川市尾上町旭3-50	株式会社あっぷる	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年9月1日
あっぷるレンタル事業所加古川	同 上	同 上	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同
あっぷる居宅介護支援事業所加古川	同 上	同 上	居宅介護支援	同
小規模多機能まんでん加古川	加古川市西神吉町大国116-1	社会福祉法人三桂会	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年12月1日
ゴダイ薬局加古川駅前店	同 市加古川町栗津253-4	ゴダイ株式会社	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年1月1日
阪神調剤薬局たつの店	たつの市御津町中島1664-4	株式会社阪神調剤薬局	同 上	同
ヘルパーステーションひまわり	同 市龍野町富永311-2	医療法人社団栗原会	訪問介護、介護予防訪問介護	同

ゴダイ薬局赤穂駅前店	赤穂市加里屋290-10	ゴダイ株式会社	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成25年1月10日
アイン薬局宝塚店	宝塚市安倉北2-1-33	株式会社アインファーマシーズ	同 上	同 月1日
ピオラ調剤薬局	同 市逆瀬川1-8-25	メグコーポレート株式会社	同 上	同
宝塚ライフケア	同 市野上1-1-8	株式会社宝塚ライフケア	訪問介護、介護予防訪問介護	同
社会福祉法人優和福祉会グリーンホーム三木	三木市与呂木字高野越683-397	社会福祉法人優和福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成24年10月1日
介護ステーションみんと	高砂市米田町島47	有限会社シーズ	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同 年11月1日
生き生きヘルパーステーション	同 市米田町古新308-1	株式会社長生	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年12月1日
あんずケアプランセンター	川西市小花1-12-16	株式会社フレアコーポレーション	居宅介護支援	同 年10月1日
あんずラボ	同 上	同 上	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同
あんず訪問介護事業所	同 上	同 上	訪問介護、介護予防訪問介護	同
ステラ川西薬局	川西市栄根2-6-32-303	株式会社アインファーマシーズ	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成25年1月1日
居宅介護支援事業所咲楽	三田市南が丘1-51-5	医療法人社団紀洋会	居宅介護支援	平成24年10月1日
整形外科ふくしまクリニック	同 市中央町9-36	医療法人社団整形外科ふくしまクリニック	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平成25年1月1日
あかしあ薬局	同 市あかしあ台1-49-1	株式会社アインファーマシーズ	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同
ゴダイ薬局篠山店	篠山市東吹410-1	ゴダイ株式会社	同 上	同 月10日
居宅介護支援事業所いこい	丹波市氷上町沼482	有限会社いこい	居宅介護支援	同 月1日
デイサービスセンターおがわの里	同 市山南町岩屋635	社会福祉法人みつみ福祉会	通所介護、介護予防通所介護	同
ゴダイ薬局氷上店	同 市氷上町横田777-1	ゴダイ株式会社	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成25年1月10日
ぼうしや調剤薬局山崎店	宍粟市山崎町山崎11-1	株式会社ぼうしや薬局	同 上	平成24年12月18日
ぼうしや調剤薬局鹿沢店	同 市山崎町鹿沢130-8	同 上	同 上	同
ゴダイ調剤薬局三河店	佐用郡佐用町上三河138-1	ゴダイ株式会社	同 上	平成25年1月11日

~~~~~

**兵庫県告示第200号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称            | 所在地             | 変更内容  | 変更前          | 変更後            | 変更年月日     |
|----------------|-----------------|-------|--------------|----------------|-----------|
| 特定医療法人誠仁会大久保病院 | 明石市大久保町大窪2095-1 | 事業者名称 | 医療法人誠仁会大久保病院 | 特定医療法人誠仁会大久保病院 | 平成24年6月1日 |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称               | 所在地                      | 開設者                | サービス種類                                  | 廃止年月日       |
|-------------------|--------------------------|--------------------|-----------------------------------------|-------------|
| 仲野整形外科医院          | 洲本市栄町3-1-24              | 仲 野 秀 介            | 療養型医療施設、短期入所生活介護                        | 平成25年2月1日   |
| 在宅サポートひまわり        | 伊丹市松ヶ丘1-78               | 在宅サポートひまわり<br>有限会社 | 居宅介護支援                                  | 同 年1月31日    |
| あつふる訪問介護事業所加古川    | 加古川市尾上町養田160-1           | 株式会社あつふる           | 訪問介護、介護予防訪問介護                           | 平成24年8月31日  |
| あつふるレンタル事業所加古川    | 同 上                      | 同 上                | 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売 | 同           |
| あつふる居宅介護支援事業所加古川  | 同 上                      | 同 上                | 居宅介護支援                                  | 同           |
| 整形外科ふくしまクリニック     | 三田市中央町9-36               | 福 島 久 徳            | 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション             | 平成24年12月31日 |
| 有限会社いきいき福祉用具貸与事業所 | 南あわじ市山添82-1 細川<br>テナント1階 | 有限会社いきいき           | 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売 | 同 年7月31日    |



**兵庫県告示第201号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

| 施術者     | 施術所名称      | 所在地                   | 指定年月日      |
|---------|------------|-----------------------|------------|
| 木 内 秀 樹 | 本町接骨院      | 洲本市本町6-3-4            | 平成24年4月11日 |
| 黒 木 英 二 | くろき鍼灸整骨院   | 芦屋市大原町2-5 ヴィザヴィ芦屋206号 | 平成25年1月1日  |
| 宮 崎 克 也 | 宮崎鍼灸指圧治療院  | 伊丹市稲野町4-11-1          | 平成24年12月7日 |
| 鈴 木 大 輔 | 千田はりきゅう整骨院 | 同 市伊丹3-1-57           | 同 月25日     |



兵庫県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東徳久地区土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 大 林 幹 男 | 佐用郡佐用町東徳久301番地    |
| 同     | 畑 中 昌 明 | 同 郡同 町東徳久652番地 2  |
| 同     | 段 城 研 一 | 同 郡同 町東徳久661番地    |
| 同     | 腰 前 正 好 | 同 郡同 町東徳久751番地    |
| 同     | 小 林 武 志 | 同 郡同 町東徳久911番地    |
| 同     | 高 畑 俊 昭 | 同 郡同 町東徳久1000番地 2 |
| 同     | 鎌 井 俊 英 | 同 郡同 町東徳久1027番地   |
| 同     | 鎌 井 政 義 | 同 郡同 町東徳久1576番地   |
| 同     | 藤 田 嘉 秀 | 同 郡同 町東徳久1606番地   |
| 同     | 春 井 政 隆 | 同 郡同 町東徳久1813番地   |
| 同     | 西 田 吉 徳 | 同 郡同 町西徳久985番地    |
| 同     | 蔭 木 正 幸 | 同 郡同 町東徳久1347番地 2 |
| 同     | 福 岡 泰 弘 | 同 郡同 町林崎216番地 2   |
| 監 事   | 福 本 美 昭 | 同 郡同 町東徳久660番地 1  |
| 同     | 保 井 正 文 | 同 郡同 町東徳久854番地 1  |
| 同     | 蔭 木 英 幸 | 同 郡同 町東徳久1267番地   |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 大 林 幸 江 | 佐用郡佐用町東徳久304番地    |
| 同     | 畑 中 昌 明 | 同 郡同 町東徳久652番地 2  |
| 同     | 福 本 敬 壽 | 同 郡同 町東徳久608番地 1  |
| 同     | 船 引 睦 夫 | 同 郡同 町東徳久1316番地 2 |
| 同     | 高 畑 修   | 同 郡同 町東徳久803番地 3  |
| 同     | 小 林 さか江 | 同 郡同 町東徳久862番地    |
| 同     | 鎌 井 清 和 | 同 郡同 町東徳久1049番地   |
| 同     | 藤 田 悟   | 同 郡同 町東徳久1488番地 1 |
| 同     | 春 井 成 幸 | 同 郡同 町東徳久1828番地   |
| 同     | 敏 蔭 高 弘 | 同 郡同 町西徳久1064番地 2 |
| 同     | 蔭 木 靖 夫 | 同 郡同 町東徳久1279番地   |
| 同     | 敏 蔭 弘 幸 | 同 郡同 町東徳久1348番地 1 |
| 同     | 筏 健 治   | 同 郡同 町林崎416番地 2   |
| 監 事   | 畑 中 邦 央 | 同 郡同 町東徳久425番地 1  |
| 同     | 保 井 豊 彦 | 同 郡同 町東徳久978番地    |
| 同     | 柏 原 久 雄 | 同 郡同 町東徳久1266番地 1 |



兵庫県告示第203号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 発起人の住所及び氏名                                           | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称 |
|------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------|
| 南あわじ市福良乙1653—22<br>小 林 新 治<br>同 市福良乙1186— 7<br>森 吉 広 | 福良  | 福良漁業協同組合                            |

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成25年 2月15日から同年 3月 1日まで
- (2) 縦覧場所 福良加入区 南あわじ市福良丙28番 福良漁業協同組合



兵庫県告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区大笹字丸岡940の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町藤尾字向谷36の18・36の20から36の25まで・36の40（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、36の19、36の26から36の39まで、36の41から36の53まで、678から681まで、681の1、682、683、683の1、684、字登尾37の3から37の16まで、字向谷口673から677まで、字シヤバベ685の1、685の2、686から688まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第206号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市山内字井口3084、3084の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第207号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市山内字コツ3083の1から3083の4まで、3083の6
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第208号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市山口字奥ノ谷17の2・17の5から17の7まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、17の3、17の4、17の8から17の10まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第209号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市田路字橋ケ谷295の1、295の2、300、302の1から302の3まで、303の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第210号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市上八代字朝谷7の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第211号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市上八代字宇田輪13の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第212号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市上八代字今谷79の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第213号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市多々良木字見才168から170まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第214号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市羽瀨字奥山92の2から92の4まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第215号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市田路字石谷313の5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第216号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市岩津字井谷192の1、192の10

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第217号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市岩津字高畑14の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝

来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第218号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
東洋紡株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900  
工場長 小 黒 清 人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋紡株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                         |                         |         |        |        |
|--------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------|--------|--------|
| 種 類                                              | 46号ろ過施設 (No. 1)<br>-製品1 | 46号ろ過施設 (No. 1)<br>-製品2 |         |        |        |
| 能 力                                              | 容量510L                  | 同 左                     |         |        |        |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 既 設                     | 同 左                     |         |        |        |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 既 設                     | 同 左                     |         |        |        |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 許可後                     | 同 左                     |         |        |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 0時～24時 12時間             | 0時～24時 8時間              |         |        |        |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | なし                      | 同 左                     |         |        |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                     | 通 常                     | 最 大     | 通 常    | 最 大    |
|                                                  | 水 素 イ オン 濃 度<br>(水素指数)  | 4～6                     | 3～7     | 6～8    | 5～9    |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | —                       | —       | —      | —      |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 100,000                 | 100,000 | 10,000 | 10,000 |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | —                       | —       | —      | —      |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | —                       | —       | —      | —      |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 0.38                    | 0.5                     | 0.01    | 0.02   |        |

備考 汚水等は、外部委託処理又は焼却処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 46号口 ろ過施設 (No. 2) |         |
| 容量800 L           |         |
| 同 左               |         |
| 同 左               |         |
| 同 左               |         |
| 同 左               |         |
| 同 左               |         |
| 通 常               | 最 大     |
| 6～8               | 5～9     |
| —                 | —       |
| 100,000           | 100,000 |
| —                 | —       |
| —                 | —       |
| —                 | —       |
| 2.26              | 2.94    |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 2月15日から同年 3月 8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第219号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
座標変換（2級基準点108点及び3級基準点159点）
- 2 作業期間  
平成24年11月15日から同年12月31日まで
- 3 作業地域  
神戸市の一部



**兵庫県告示第220号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 起業者の名称  
南あわじ市
- 2 事業の種類  
南あわじ市新庁舎建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県南あわじ市市小井字市道、字川東、字桶河及び字桶河市道並びに市善光寺字野田地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由

南あわじ市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

- (1) 法第20条第1号要件について  
本件事業は、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎」に該当するため、法第20条1号の要件を充足するものと判断される。
- (2) 法第20条第2号要件について  
本件事業の起業者である南あわじ市は、これまで、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、法令等に基づき、本件事業に必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、法第20条2号の要件を充足するものと判断される。
- (3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を実施する南あわじ市は、現在5つの庁舎による分庁舎方式を採用しているが、それぞれの庁舎で提供できる行政サービスに限界があることから、庁舎間の移動が必要となるなど、市民に時間的・経済的負担がかかることとなっている。職員数を削減し、組織のスリム化を図るに当たっても、分庁舎方式が制約となっている。

さらに、南あわじ市では今後高い確率で発生するとされる東南海・南海地震によって兵庫県内で最も大きな被害が予想されるが、分庁舎によっては、建物の耐震性が低いものや、津波や洪水などにより甚



大な被害を受けることが想定されるものもあり、災害対応に十分な機能を果たす新庁舎の整備が求められている。

本件事業は、5つの分庁舎に分散していた行政機能を統合する新庁舎を建設することにより、市民の利便性を向上させ、組織のスリム化を図るとともに、平時は防災拠点として、また、災害発生時には災害対策本部拠点、その後の災害復旧拠点として市民の安全・安心を確保するもので、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は存在せず、本件事業の施行についても、環境への影響は少ない。さらに、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定に当たっては、(1)社会的条件：①交通条件／おおむね市内中心部に位置し、公共交通網が整備され、市民の交通の便が図られること、②環境条件／基本的な都市インフラ機能や市民の便利施設がコンパクトに配置されている場所であること、地震や台風などの自然災害に対して、平時は防災拠点として、災害発生時には災害対策本部拠点として市民の安全・安心を確保することができる場所であること、(2)技術的条件：工事の施工に際して、騒音・振動等の発生が抑えられ、施工が容易で、大規模な造成工事や進入路等の付帯工事が不要なこと、(3)経済的条件：初期経費（用地費、補償費及び工事費等）と運営経費について経済性に優れていること、以上3つの観点から選定した4案の候補地を比較考量の上選定されている。

その結果、4案の中でもっとも優れた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

上記(3)アで述べたとおり、市民の利便性を向上させ、組織をスリム化し、更に近い将来発生するとされる災害に対し、市民の安全・安心を確保することができる新庁舎を建設することが急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業の施行により整備する新庁舎は、職員や来客の人数をもとに算出した面積に応じて設計された、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっており、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

上記(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

南あわじ市役所市長公室

~~~~~

兵庫県告示第221号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 木の花観光株式会社
 代表者の氏名 田 淵 國 光
 住所 養父市丹戸909—1
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 プラトーこのはな 新館
 所在地 養父市丹戸909—1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
 縦覧期間 平成25年 2月15日から同月28日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成25年 2月15日から同月28日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第222号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成25年 2月15日から適用する。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中28の次に次のように加える。

29 道路管理パトロール業務委託契約

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 2月15日

淡路県民局長 藤 原 道 生

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ドラッグコスモス洲本店
 所在地 洲本市大野字平成1855番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社コスモス薬品
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年 9月24日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,324平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数

55台

- (2) 駐輪場の収容台数

20台

- (3) 荷さばき施設の面積

40平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

入口1箇所、出口1箇所、出入口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日

平成25年 1月23日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成25年 2月15日から 4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成25年 6月17日

- (2) 提出先

淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) スーパービバホーム伊丹店
 所在地 伊丹市鴻池一丁目304番2ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ア 周辺道路に搬出入車両が待機しないよう配慮すること。
 - イ 西側出入口が面する市道鴻池瑞原線が鴻池小学校・天王寺川中学校の通学路に指定されていることから、学童の安全を確保するため、早朝の出入りは県道姥ヶ茶屋伊丹線から行うこととし、西側出入口の利用を午前8時30分以降としていただきたい。
 - ウ 通学時間帯には、児童・生徒の安全を確保するため、駐車場の各出入口に交通誘導員などを複数配置することを希望する。工事中はもちろんのこと、オープンしてからも多くの来客が予想される繁忙時等には、駐車場出入口に交通誘導員を配置していただきたい。
 - エ 市道鴻池瑞原線は生活道路に近い使われ方をしており、大型車通行時の離合が難しい幅員である。店舗開設に伴い交通量の増加が想定されるなか、当該道路のスムーズな通行及び安全性を確保するための開発事業者の考え方、対策を明確にしていきたい。
 - オ オープン当初には、鴻池交差点より県道姥ヶ茶屋伊丹線に進入した来店車両の左折入場待ちによる交通渋滞が予想される。左折入場待ちや右折入場が発生した場合には、入口付近に交通整理員を配置していただきたい。さらに、入口の約25メートル先には、市バス停が設置されており、バスの乗降客の安全を確保するため、バス停前後約10メートルには来店車両の左折入場待ちがないよう、安全確保に配慮いただきたい。その他、路線バスの定時、安全運行の確保については、十分配慮願いたい。
 - カ オープン後の周辺道路状況を見て、適時、相談・協議・実施できるよう、必要な体制を維持していただきたい。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
 - ア 搬出入車両について、当該大規模集客施設内においてアイドリング等による騒音が発生しないよう配慮すること。
 - イ 大規模小売店舗立地法における予測地点以外の敷地境界線上においても騒音の環境基準及び規制基準を遵守すること。
 - ウ 駐車場出入口を横断する歩行者・自転車によって、周辺及び構内道路において来店車両による渋滞が発生し、騒音等の環境負荷が増大しないよう対策を講じること。
 - (3) その他
 開店後に起こる諸問題について、周辺住民や自治会等からの苦情や要望に対しては、必要に応じて住民の会合に出席するなど、誠意ある対応を講じるとともに、信頼関係の構築に努めていただきたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
 平成25年2月15日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ショッピングデパート津名
 所在地 淡路市志筑新島10番地3
- 2 同法第8条第1項の規定により淡路市から聴取した意見の概要
 - (1) 騒音に対する事項

騒音問題に対する対応策や、予測結果による騒音の発生数値については、特に問題はないと思われる。しかし、今後もできる限り継続して、騒音の発生を抑える取組みを維持していただきたい。また、万が一、周辺住民と騒音に関するトラブルが発生した場合は、誠意を持って十分な話し合いを行い、解決に努めること。

(2) 交通安全等への配慮

引き続き、交通安全啓発を心がけるとともに、交通事故防止に努め、安全対策について十分配慮していただきたい。特に、営業開始時刻を午前7時に変更したことにより、学童の通学時間と重なるため、従業員や来客者に対しては、学童の通学時の安全確保についての注意喚起を心がけていただきたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年2月15日から1月間



都市計画法施行条例に基づく指定区域等の案の縦覧

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第5条第4項及び第6条第2項において準用する同条例第5条第4項の規定により、次の指定区域の指定及び環境の保全上支障がある予定建築物等の用途を認める集落の認定の案を、次のとおり縦覧に供する。

なお、この指定区域及び環境の保全上支障がある予定建築物等の用途を認める集落の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及び案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課に提出すること。

平成25年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定区域及び環境の保全上支障がある予定建築物等の用途を認める集落の名称
南ヶ丘・桜ヶ丘地区
- 2 指定区域に指定しようとする土地及び認定しようとする集落の区域
三木市宿原字開キ谷及び別所町小林字釜ヶ谷の各一部
- 3 環境の保全上支障がある予定建築物等の用途
建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（イ）項に掲げる建築物の用途以外の用途に同項第3号に掲げる共同住宅等の用途を加えた用途
- 4 案の縦覧場所
兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課及び三木市まちづくり部建築住宅課
- 5 案の縦覧期間
平成25年2月15日から同月28日まで

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成25年2月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田丈蔵

- 1 政治団体の設立の届出
 - (1) 政党の支部
 - ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地

自由民主党兵庫県 尼崎市第四支部	大谷勘介	大倉央子	尼崎市立花町1-13-10
---------------------	------	------	---------------

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
国民の生活が第一 兵庫県第3区総支部	有年真記	藤本騎士	神戸市垂水区海岸通3-6-302	衆議院議員
日本維新の会衆議院 兵庫県第五選挙区支部	三木圭恵	下坊浩二	三田市弥生が丘1-3-1 2-403	衆議院議員
日本維新の会衆議院 兵庫県第10選挙区支部	岡田久雄	五島大介	加古川市加古川町平野333 102号	衆議院議員
日本維新の会衆議院 兵庫県第12区支部	宮崎健治	磯村洋之	たつの市龍野町富永793番地3	衆議院議員
日本維新の会衆議院 兵庫県第6選挙区支部	杉田水脈	藤野扶季子	伊丹市梅ノ木1丁目2-28 メゾネット梅ノ木B号室	衆議院議員
日本維新の会 兵庫県第11区支部	堅田壮一郎	池田大輔	姫路市本町239-1 F	衆議院議員
日本維新の会 兵庫県第4区支部	清水貴之	尾田吉隆	神戸市西区伊川谷町別府92-1	衆議院議員

(2) その他の政治団体

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
伊丹維新の会	山崎道雄	金築秀人	伊丹市中央6丁目1-32
川西維新の会	山崎道雄	金築秀人	伊丹市中央6丁目1-32
宝塚維新の会	山崎道雄	金築秀人	伊丹市中央6丁目1-32
丹波維新の会	関成洋	関靖代	丹波市市島町勅使677-1
丹波みらいの会	関靖代	稲上依子	丹波市市島町勅使677-1
呑野和也後援会	呑野和也	呑野恭子	尼崎市西立花町1丁目4番18号
兵庫維新の会	山本憲和	松田利哉	神戸市北区山田町東下字野田北58
山口つよしと共に元気な 西播磨をつくる会	広岡史郎	前田政春	神崎郡福崎町南田原2448
横田いたる後援会	前川進介	田口穰	丹波市氷上町新郷917

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
岡田ヒサオ後援会	岡田久雄	五島大介	加古川市加古川町平野333-102	衆議院議員
堅田壮一郎後援会	堅田壮一郎	池田大輔	姫路市本町239-1 F	衆議院議員
壮大会	堅田壮一郎	池田大輔	姫路市本町239-1 F	衆議院議員
宮崎健治後援会	宮崎健治	磯村洋之	たつの市龍野町富永793番地3	衆議院議員

ウ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類

岡田ヒサオ 後援会	岡田久雄	五島大介	加古川市加古川町平野 333-102	岡田久雄	衆議院議員
堅田壮一郎 後援会	堅田壮一郎	池田大輔	姫路市本町239-1 F	堅田壮一郎	衆議院議員
壮大会	堅田壮一郎	池田大輔	姫路市本町239-1 F	堅田壮一郎	衆議院議員
宮崎健治後援会	宮崎健治	磯村洋之	たつの市龍野町富永793 番地3	宮崎健治	衆議院議員

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容
自由民主党兵庫県第三選挙区支部	主たる事務所の所在地	新 神戸市須磨区大池町2丁目3-7 オルタンシア大池1階5号
		旧 神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目5-22-102
太陽の党神戸市支部	名称	新 太陽の党神戸市支部
		旧 たちあがれ日本神戸市支部
太陽の党神戸市垂水区支部	名称	新 太陽の党神戸市垂水区支部
		旧 たちあがれ日本神戸市垂水区支部
太陽の党兵庫県第一支部	名称	新 太陽の党兵庫県第一支部
		旧 たちあがれ日本兵庫県第一支部
	代表者	新 見野裕重
		旧 三木圭恵
	会計責任者	新 戸川文夫
		旧 見野裕重
国会議員関係政治団体の区分	新 国会議員関係政治団体以外の政治団体	
	旧 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員	
日本維新の会兵庫県第4区支部	主たる事務所の所在地	新 神戸市西区井吹台西町3丁目4-12
		旧 神戸市西区伊川谷町別府92-1
民主党兵庫県第9区総支部	主たる事務所の所在地	新 明石市相生町2丁目6-5 38ヤングビル301
		前 明石市鍛冶屋町3-18
		旧 神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
	代表者	新 濱本 宏
		旧 松本剛明
	会計責任者	新 山田敏夫
旧 橘 敬三		
民主党兵庫県第3区総支部	主たる事務所の所在地	新 神戸市垂水区五色山1丁目1番40号
		旧 神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
	代表者	新 横畑和幸
		旧 松本剛明

民主 党 兵 庫 県 第 8 区 総 支 部	主たる事務所の所在地	新	尼崎市東難波町5-7-18 むろいビル1階
		旧	神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
	代 表 者	新	室 井 秀 子
		旧	松 本 剛 明

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
お に つ か 三 代 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市道意町1-49
		旧	尼崎市道意町6-2-26-1412
	代 表 者	新	松 元 徳 光
		旧	東 武 徳
	会 計 責 任 者	新	山 田 佳 奈 美
		旧	武 原 眞 由 美
神 戸 製 鋼 所 労 働 組 合 神 戸 支 部 政 治 活 動 委 員 会	会 計 責 任 者	新	山 口 康 志
		旧	多 田 雅 史
神 鋼 連 合 政 策 実 現 を 推 進 す る 会	会 計 責 任 者	新	川 本 薫
		旧	山 口 康 志
神 鋼 労 組 政 策 実 現 を 推 進 す る 会	会 計 責 任 者	新	川 本 薫
		旧	山 口 康 志
新 原 秀 人 後 援 会 (誇 れ る 神 戸 、 そ し て 兵 庫 を 創 る 会)	国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類)衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
全 日 本 不 動 産 政 治 連 盟 兵 庫 県 本 部	会 計 責 任 者	新	辻 木 均
		旧	横 須 賀 浩 司
田 中 ひ で き 後 援 会	会 計 責 任 者	新	田 中 洋 子
		旧	田 中 進
板 東 し ょ う ご 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	三木市大塚228-4 ローテローゼ大塚102
		旧	三木市志染町東自由が丘3丁目466
兵 庫 県 神 戸 経 営 研 究 会	主たる事務所の所在地	新	神戸市西区檜野台3-6-10
		旧	神戸市垂水区福田3-1-25
	代 表 者	新	平 井 正 和
		旧	西 川 一
	会 計 責 任 者	新	浦 瀬 照 美
		旧	平 井 正 和
兵 庫 県 歯 科 医 師 連 盟 長 田 支 部	主たる事務所の所在地	新	神戸市長田区二葉町6丁目1-13 アスタくにつか6番館東棟104
		旧	神戸市長田区大橋2-1-15 北村ビル301 長田区歯科医師会事務所
兵 庫 県 精 神 科 病 院 政 治 連 盟	代 表 者	新	石 井 敏 樹
		旧	山 西 行 徳
兵 庫 県 播 磨 経 営 研 究 会	会 計 責 任 者	新	平 井 正 和
		旧	西 川 一

藤井ひさゆき後援会（藤鳳会）	名 称	新	藤井ひさゆき後援会（藤鳳会）
		旧	藤鳳会
ポ プ ラ の 会	代 表 者	新	榎 久 雄
		旧	関 芳 弘
	国会議員関係政治団体の区分	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体
		前	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 （公職の種類）衆議院議員
旧	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 （公職の種類）衆議院議員		
ほりいけんじ後援会	主たる事務所の所在地	新	加古川市加古川町中津531-1-105
		旧	加古川市加古川町中津719-5
MELON北伊丹社会活動委員会	代 表 者	新	野 上 洋 一
		旧	西 田 武 弘
MELON三田社会活動委員会	代 表 者	新	幾 波 孝 浩
		旧	米 田 善 活
山本けいこサポートクラブ	代 表 者	新	酒 井 敬 子
		旧	山 本 敬 子
	会 計 責 任 者	新	酒 井 敬 子
		旧	山 本 敬 子
横畑和幸後援会連合会	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区五色山1丁目1-40
		旧	神戸市東灘区御影本町4-8-10
	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 （公職の種類）衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体

3 解散の届出のあった政治団体

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
大前よしまさと姫路の明日を考える会	大前喜聖	平成24年10月31日
小林喜文後援会	門間雄司	平成24年12月26日
壮大会	堅田壮一郎	平成24年12月21日
高橋敏之後援会	高橋敏之	平成24年12月28日
谷口享子後援会	石橋仁美	平成24年12月6日
野上和雄後援会	小林昭雄	平成24年11月12日
野上和雄と明日の三田を考える会	野上和雄	平成24年11月12日
山本史朗後援会	山本史朗	平成24年11月29日



兵庫県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成25年 2月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
堅 田 壮一郎	衆議院議員	壮大会	姫路市本町239—1 F	堅 田 壮一郎	平成24年 11月15日
岡 田 久 雄	衆議院議員	岡田ヒサオ後援会	加古川市加古川町平野333—102	岡 田 久 雄	平成24年 11月17日
宮 崎 健 治	衆議院議員	宮崎健治後援会	たつの市龍野町富永793番地3	宮 崎 健 治	平成24年 11月24日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容
酒 井 敬 子	宝塚市議会議員	山本けいこサポートクラブ	代 表 者	新 酒 井 敬 子
				旧 山 本 敬 子
新 原 秀 人	衆議院議員	新原秀人後援会（誇れる神戸、そして兵庫を創る会）	公 職 の 種 類	新 衆議院議員
				旧 神戸市議会議員
千 住 啓 介	明石市議会議員	千住啓介と共に熱くなる会	主たる事務所の所在地	新 明石市二見町福里31—15
				旧 明石市二見町西二見810—1—215
藤 井 比早之	衆議院議員	藤井ひさゆき後援会（藤鳳会）	名 称	新 藤井ひさゆき後援会（藤鳳会）
				旧 藤鳳会
横 畑 和 幸	衆議院議員	横畑和幸後援会連合会	公 職 の 種 類	新 衆議院議員
				旧 神戸市議会議員
			主たる事務所の所在地	新 神戸市垂水区五色山1丁目1—40
				旧 神戸市東灘区御影本町4—8—10

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
大 前 喜 聖	姫路市議会議員	大前よしまさと姫路の明日を考える会	姫路市御国野町国分寺3—11	大 前 喜 聖	平成24年 10月31日
堅 田 壮一郎	衆議院議員	壮大会	姫路市本町239—1 F	堅 田 壮一郎	平成24年 12月21日

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 2月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 調達内容

(1) 調達件名

兵庫県警察本部交通管制センター地域制御設備保守委託

(2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで

(4) 履行場所

兵庫県警察本部が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の委託業務について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石

電話 (078) 341-7441 内線2252

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年2月15日（金）から同年3月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月27日（水）午前10時30分 兵庫県警察本部 4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月26日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月26日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年3月1日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の業務の総価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature of the service to be purchased:

Traffic Control Center maintenance

(3) Delivery period:

From April 1, 2013 through March 31, 2014

(4) Delivery place:

As in the tender explanation

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 March 1, 2013

(6) Deadline for tender:

17:00 March 26, 2013 by mail

10:30 March 27, 2013 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2252